

前の2年間に完全月(上記エ②※)が12か月以上あるなどの一定の要件を満たせば、休業開始時の賃金日額の67%が支給されます。

### ③ 出生後休業支援給付金

子の出生直後の一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に最大28日間、休業開始時の賃金の13%相当額を給付します。

### ④ 育児時短就業給付金

2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した場合に、一定の要件を満たせば、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%が支給されます。支給額については時短後の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないように給付率が調整されます。

## ★★問い合わせ先★★

管轄の公共職業安定所(ハローワーク)(P155参照)

## 2 雇用保険を受給できない方への求職者支援制度

(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)

雇用保険を受給できない求職者の方(受給を終了した方を含む)が、ハローワークの支援により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活支援のための給付(職業訓練受講給付金)を受けることができます。

職業訓練受講給付金＝

職業訓練受講手当(月額10万円)＋通所手当＋寄宿手当

### (1) 支援の対象となる方

次の全ての要件を満たす方が対象です。

ア ハローワークに求職の申込みをしていること

イ 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと

ウ 労働の意思と能力があること

エ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

## (2) 支給要件

対象者が申請し、ハローワークの指示を受けて職業訓練を受講し、次の要件を全て満たすことが必要です。

ア 本人収入が月8万円以下

イ 世帯※の収入が月30万円以下

※世帯＝本人のほか、同居のまたは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

ウ 世帯の金融資産が300万円以下

エ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない

オ 全ての訓練実施日(やむを得ない理由が認められた場合は8割以上)に出席している

カ 世帯に同時にこの給付金を受給している訓練受講者がいない

キ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

ク 過去6年以内に給付金の支給を受けていない

## (3) 求職者支援資金融資

「職業訓練受講給付金」を受給していても、その給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫の融資制度を利用することができます。

### ★★問い合わせ先★★

お住まいの住所地管轄の**公共職業安定所**（ハローワーク）（P155参照）

## 3 労災保険（労災保険法）

労災保険は、労働者が業務上、あるいは通勤中に負傷したり、病気になった場合、また障害が残ったり、死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行い、被災労働者に対する補償を確実にする「事業主のための保険」です。保険料は事業主が全額負担します。このほか、業務災害の予防事業、被災労働者やその家族の福祉などを図る労働福祉事業を行っています。